

<報道発表資料>

平成30年4月17日

食品メーカー初！目標設定型排出量取引制度における 優良大規模事業所を認定します ～先進的な省エネ・省CO₂の取組～

埼玉県では、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を導入し、大規模事業所における地球温暖化対策を進めています。制度対象事業所は、計画期間ごとに定められた目標削減率以上にCO₂（二酸化炭素）排出量を削減する必要があります。

また、地球温暖化対策を更に推進するため、特に優れた対策を実施している大規模事業所を優良大規模事業所として認定する制度を定めています。

このたび、「関東グリコ株式会社」を優良大規模事業所認定制度における「トップレベル事業所」に認定し、上田知事から認定証を授与します。

1 日時

平成30年4月19日（木） 14:30～14:40

2 場所

知事室

3 出席者

関東グリコ株式会社 土持 幹雄 代表取締役社長

【参考】

1 目標設定型排出量取引制度とは

- ・平成23年4月から制度開始。
- ・エネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業所が対象。
- ・第一計画期間（平成23～26年度の4年間）では工場で6%、オフィス等で8%以上、第二計画期間（平成27～31年度の5年間）では工場で13%、オフィス等で15%以上のCO₂目標削減率が設定される。
- ・目標を達成できない場合、排出量取引により他の事業所の削減分や森林吸収量などをクレジットとして取得し、目標達成に充当できる。

2 優良大規模事業所制度とは

- ・ 認定を受けようとする事業者は、CO₂排出削減体制の整備や高効率ボイラーの設置等の対策を実施し、第三者検証機関の検証を受けて、県に申請。
- ・ 県は、有識者による審査委員会で約350項目（工場の場合）を審査し、優れていると評価した場合、トップレベル事業所等として認定する。
- ・ 認定事業所は、メリットとしてCO₂の目標削減率が軽減される。

3 これまでの認定状況

優良大規模事業所の区分	認定事業所 (認定日)	備考
トップレベル事業所 (極めて取組が優れている)	関東グリコ(株) (北本市) (H30. 4. 19)	目標削減率が 2分の1に緩和 (13%→6.5%)
	レンゴー(株)八潮工場 (八潮市) (H28. 3. 24)	
準トップレベル事業所 (特に取組が優れている)	曙ブレーキ工業(株)Ai-City(羽生市) (H29. 3. 28)	目標削減率が 4分の3に緩和 (15%→11.25%)